

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年4月1日現在

～2022年3月31日

2022年4月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 特別第2種契約者については、別冊料金表通則15（高額利用割引）、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。</p> <p>8 この附則実施の際現に、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(12)の適用を受けている特別第2種契約者のメールアドレスについては、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）</p> <p style="text-align: center;">電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額</p> <p style="text-align: center;">1 契約者識別符号ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電子メールの利用</td> <td style="text-align: center;">100円（110円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>10～11（略）</p>	区 分	料 金 額	電子メールの利用	100円（110円）	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 特別第2種契約者については、別冊料金表通則に規定する（高額利用割引）、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。</p> <p>8 この附則実施の際現に、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）に規定する（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用）を受けている特別第2種契約者のメールアドレスについては、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）</p> <p style="text-align: center;">電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額</p> <p style="text-align: center;">1 契約者識別符号ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電子メールの利用</td> <td style="text-align: center;">100円（110円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>10～11（略）</p>	区 分	料 金 額	電子メールの利用	100円（110円）
区 分	料 金 額								
電子メールの利用	100円（110円）								
区 分	料 金 額								
電子メールの利用	100円（110円）								

～2022年3月31日	2022年4月1日～												
<p>12 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス（第1種契約者（タイプ2に係るものに限り。）に係るものに限り。）の提供を受けることができません。</p>	<p>12 特別第2種契約者については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。）に定めるポータブルIPアクセスの提供を受けることができません。</p>												
13～14 （略）	13～14 （略）												
附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）	附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）												
1 （略）	1 （略）												
（経過措置）	（経過措置）												
<p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p>	<p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p>												
(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加	(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 882 383 943">細 目</th> <th data-bbox="383 882 1068 943">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 943 383 1003">タイプ1-3</td> <td data-bbox="383 943 1068 1003">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 1003 383 1300">タイプ2-3</td> <td data-bbox="383 1003 1068 1300"> ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか、利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの </td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	タイプ1-3	(略)	タイプ2-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか 、利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 882 1451 943">細 目</th> <th data-bbox="1451 882 2107 943">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 943 1451 1003">タイプ1-3</td> <td data-bbox="1451 943 2107 1003">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1003 1451 1300">タイプ2-3</td> <td data-bbox="1451 1003 2107 1300"> 利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの </td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	タイプ1-3	(略)	タイプ2-3	利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
細 目	内 容												
タイプ1-3	(略)												
タイプ2-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか 、利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの												
細 目	内 容												
タイプ1-3	(略)												
タイプ2-3	利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの												
(2)～(4) （略）	(2)～(4) （略）												
3 （略）	3 （略）												
4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧	4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧												

～2022年3月31日	2022年4月1日～				
規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。	規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 405 564 577">ホームページサービス</td> <td data-bbox="564 405 1070 577">第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能</td> </tr> </table>	ホームページサービス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 405 1630 577">削除</td> <td data-bbox="1630 405 2114 577">削除</td> </tr> </table>	削除	削除
ホームページサービス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能				
削除	削除				
5～6 (略)	5～6 (略)				
7 この附則実施の際現に、旧規約のホームページサービスを複数利用している特別第2種契約者については、次表に規定する付加機能を提供します。	7 削除				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 762 813 820">区 分</th> <th data-bbox="813 762 1070 820">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 820 813 999">特別第2種契約者が別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)のウェブ機能を利用することができるもの</td> <td data-bbox="813 820 1070 999">200円(220円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	特別第2種契約者が別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)のウェブ機能を利用することができるもの	200円(220円)	
区 分	料 金 額				
特別第2種契約者が別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)のウェブ機能を利用することができるもの	200円(220円)				
8～10 (略)					
11 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 15 (高額利用割引)、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用) の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。	11 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 に規定する (高額利用割引)、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用) に規定する(優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用)の減額を適用しません。				
12 (略)	12 (略)				
13 別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-4(特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料	13 別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-4(特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加				

～2022年3月31日	2022年4月1日～								
<p>の加算額は発生しません。なお、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。</p>	<p>算額は発生しません。なお、タイプ1-3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。</p>								
<p>14～15 (略)</p>	<p>14～15 (略)</p>								
<p>16 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス(第1種契約者(タイプ2に係るものに限ります。))に係るものに限ります。の提供を受けることができません。</p>	<p>16 特別第2種契約者については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定めるポータブルIPアクセスの提供を受けることができません。</p>								
<p>17～18 (略)</p>	<p>17～18 (略)</p>								
<p>附 則(平成23年6月16日 N O S 第100186号)</p>	<p>附 則(平成23年6月16日 N O S 第100186号)</p>								
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>								
<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則(平成19年10月30日 N O S 第700706号)に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が附則(平成19年10月30日 N O S 第700706号)に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p>								
<p>(2) 第2種契約のタイプ2のコース1に係る区分の追加</p>	<p>(2) 第2種契約のタイプ2のコース1に係る区分の追加</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 1123 383 1177">区 分</th> <th data-bbox="383 1123 1070 1177">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 1177 383 1417">プラン1-2</td> <td data-bbox="383 1177 1070 1417">DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。また、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1-2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。 また、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1123 1400 1177">区 分</th> <th data-bbox="1400 1123 2107 1177">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1177 1400 1417">プラン1-2</td> <td data-bbox="1400 1177 2107 1417">DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1-2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。
区 分	内 容								
プラン1-2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。 また、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの								
区 分	内 容								
プラン1-2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの。								
<p>(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加</p>	<p>(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加</p>								

～2022年3月31日		2022年4月1日～	
区 分	内 容	区 分	内 容
プラン1-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの。 また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの	プラン1-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの。
プラン2-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。 また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの	プラン2-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。
プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）及び5-2に係るもの。 また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの	プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）及び5-2に係るもの。

～2022年3月31日		2022年4月1日～	
3～13 (略)		3～13 (略)	
14 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 15 (高額利用割引)、別冊料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。		14 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 に規定する 高額利用割引、別冊料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) に規定する (優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用) の減額を適用しません。	
15～18 (略)		15～18 (略)	
附 則 (平成23年6月16日 N O S第100186号)		附 則 (平成23年6月16日 N O S第100186号)	
1～8 (略)		1～8 (略)	
9 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 15 (高額利用割引)、別冊料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。		9 特別第2種契約者については、別冊料金表通則 に規定する 高額利用割引、別冊料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) に規定する (優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用) の減額を適用しません。	
10～11 (略)		10～11 (略)	
附 則 (平成23年10月17日 N S才第100133号)		附 則 (平成23年10月17日 N S才第100133号)	
1 (略)		1 (略)	
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。		2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。	
ア タイプ1に係るもの		ア タイプ1に係るもの	
第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ1	タイプ1	削除	削除

～2022年3月31日		2022年4月1日～	
コース1 プラン2-3	コース1 プラン1		
タイプ1 コース1 プラン2-4	タイプ1 コース1 プラン2	削除	削除
タイプ1 コース1 プラン5-2	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1 コース1 プラン5-3	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1 コース1 プラン5-4	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1 コース1 プラン5-5	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1 コース1 プラン5-6	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1	タイプ1	削除	削除

～2022年3月31日		2022年4月1日～	
コース2 プラン1-2	コース2 プラン1		
タイプ1 コース2 プラン2-2	タイプ1 コース2 プラン5	削除	削除
タイプ1 コース2 プラン3-2	タイプ1 コース2 プラン3	削除	削除
タイプ1-2	タイプ1 コース1 プラン5	削除	削除
タイプ1-3	(略)	タイプ1-3	(略)
備考		備考	
1 タイプ1のコース1のプラン1について、移行前のタイプ1のコース1のプラン2-3を締結していた者は、利用料から1契約ごとに、750円(825円)を減額して適用する。		1 削除	
2 タイプ1のコース1のプラン2について、移行前のタイプ1のコース1のプラン2-4を締結していた者は、利用料から1契約ごとに、1,020円(1,122円)を減額して適用する。		2 削除	
3 タイプ1のコース1のプラン5について、移行前に次の表の左欄の契約を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。		3 削除	

～2022年3月31日		2022年4月1日～	
タイプ1 コース1 プラン5-2	<u>200円 (220円)</u>		
タイプ1 コース1 プラン5-3	<u>1,220円 (1,342円)</u>		
タイプ1 コース1 プラン5-4	<u>720円 (792円)</u>		
タイプ1 コース1 プラン5-5	<u>1,034円 (1,137.4円)</u>		
タイプ1 コース1 プラン5-6	<u>1,339円 (1,472.9円)</u>		
タイプ1-2	<u>750円 (825円)</u>		
4 (略)			
イ～エ (略)			
3 この改正規定実施の際現に別冊料金表の第1表の <u>第1の2-1の(24)のアの(イ)</u> に定める料金の減額 については、平成23年10月1日から適用を開始します。		3 この改正規定実施の際現に別冊料金表第1表 <u>第1 (利用料金) 1-1 (適用) の (第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用)</u> のアの(イ)に定める料	

～2022年3月31日	2022年4月1日～								
<p>4 この改正規定実施の際現に別冊料金表の第1表の第1の1-1の(4)に定めるタイプ3のコース2及びコース3並びに(6)に定めるタイプ7のコース1のプラン2に係るものについては、平成23年11月1日から適用を開始します。</p>	<p>金の減額 については、平成23年10月1日から適用を開始します。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に別冊料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) の(タイプ3の区分に係る料金の適用)に定めるタイプ3のコース2及びコース3並びに(タイプ7の区分に係る料金の適用)に定めるタイプ7のコース1のプラン2に係るものについては、平成23年11月1日から適用を開始します。</p>								
<p>附 則 (平成30年9月27日 NS企第00395798号)</p>									
<p>1～2 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p>								
<p>3 この附則の2に規定する第2種契約について、当社は、廃止日までの間は、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。</p>									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区分</th> <th style="width:50%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	(略)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区分</th> <th style="width:50%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	(略)	(略)
区分	料金額								
(略)	(略)								
区分	料金額								
(略)	(略)								
<p>備考</p>	<p>備考</p>								
<p>1～8 (略)</p>	<p>1～8 (略)</p>								
<p>9 第2種契約者については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用)の(20)及び(25)欄に規定する減額の額を適用しません。</p>	<p>9 第2種契約者については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用)の(「安心セレクトパック」の取扱いに係る定額利用料の適用)及び(第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用)に規定する減額の額を適用しません。</p>								
<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>								

～2022年3月31日	2022年4月1日～
	附 則（令和4年3月24日 P S事推第00900102号）
	<u>(実施期日)</u> 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
	<u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
	3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。